

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第11号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項政策部政策総務課中「健康都市推進係」を「行政改革推進係」に改め、同部総合政策課中「総合政策係」の次に「健康都市推進係」を加え、同部行政改革推進課を削り、同部情報政策課を次のように改める。

デジタル戦略課 デジタル推進係 情報システム管理係 基幹システム係

第3条第1項環境農政部中「環境農政部」を「環境施設農政部」に改め、同部環境総務課中「地球温暖化対策係 廃棄物対策係」を「地球環境係」に改め、同部農政課の次に次の2課を加える。

下水道経営課 経営係 管理・排水設備係

下水道・河川施設課 管路施設係 処理場施設係

第3条第1項健康福祉部健康福祉総務課中「おひとりさま支援係」を削り、同課の次に次の1課を加える。

おひとりさま政策課 おひとりさま政策係

第3条第1項文化スポーツ部スポーツ課中「スポーツ係 地域スポーツ・女子サッカー支援係」を「スポーツ推進係」に改め、同項街づくり計画部中「街づくり計画部」を「街づくり施設部」に改め、同部街づくり推進課中「大和駅周辺市街地整備支援係」を削り、同課の次に次の2課を加え、同項都市施設部を削る。

道路安全対策課 道路整備係 用地係 交通安全・自転車対策係

道路管理課 管理係 許認可係 維持補修係

第4条市長室危機管理課に次の1号を加える。

(22) 国土強靱化^{じょうじん}地域計画に関すること。

第4条政策部政策総務課第13号を次のように改める。

(13) 行政改革及び事務改善に関すること。

第4条政策部政策総務課に次の7号を加える。

(14) 行政組織に関すること。

(15) 職員定数に関すること。

- (16) 職員提案に関すること。
- (17) 事務機器の導入に関すること。
- (18) 事務室の配置に関すること。
- (19) 業務監察に関すること。
- (20) 出資法人等の総合調整に関すること。

第4条政策部総合政策課に次の1号を加える。

- (12) 健康都市に関すること。

第4条政策部行政改革推進課を削り、同部情報政策課を次のように改める。

デジタル戦略課

- (1) デジタル化の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 情報システム最適化に関すること。
- (3) 所管する情報システムの管理運用及び調整に関すること。
- (4) 所管する情報通信ネットワークの管理運用及び調整に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。
- (6) 電子計算組織の管理運用及び調整に関すること。

第4条総務部収納課第2号及び第7号中「下水道受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に改め、同条市民経済部市民課第6号中「発売代金」を「売りさばき代金」に改め、同条環境農政部中「環境農政部」を「環境施設農政部」に改め、同部環境総務課第1号中「環境管理センター」の次に「及び水質管理センター」を加え、同課第2号中「部内の」の次に「一般会計の」を加え、同課第15号から第18号までを削り、同部農政課の次に次の2課を加える。

下水道経営課

- (1) 下水道運営審議会に関すること。
- (2) 下水道使用料の改定に関すること。
- (3) 下水道事業の経営計画に関すること。
- (4) 下水道事業の啓発及び普及に関すること。
- (5) 下水道事業の業務状況の公表に関すること。
- (6) 下水道事業の予算の編成及び執行管理（水質管理センターに係る予算執行を除く。）に関すること。
- (7) 下水道事業の決算に関すること。
- (8) 下水道事業の資金計画及び一時借入金に関すること。
- (9) 下水道資産の固定資産台帳の管理に関すること。

- (10) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (11) 企業債に関すること。
- (12) 排水区域及び処理区域の指定に関すること。
- (13) 排水設備に関すること。
- (14) 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者に関すること。
- (15) 公共下水道区域内の特定施設等に関すること。
- (16) 下水道事業受益者負担金の賦課に関すること。
- (17) 下水道事業受益者負担金の納期前納付報奨金の公金振替に関すること。
- (18) 下水道使用料の賦課に関すること。
- (19) 下水道事業協力金に関すること。
- (20) 水洗便所改造資金の助成に関すること。
- (21) 公共^{ます}枿の設置に関すること。
- (22) 下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく台帳の作成及び管理に関すること。
- (23) 開発行為等に伴う公共施設（下水道施設に限る。）の帰属に関すること。
- (24) 物件設置の許可に関すること。
- (25) 私設下水道の移管に関すること。
- (26) 水洗化の普及促進に関すること。

下水道・河川施設課

- (1) 公共下水道施設の新設改良に係る調査、設計及び施工に関すること。
- (2) 準用河川に係る調査、設計及び施工に関すること。
- (3) 公共下水道、準用河川及び水循環に係る調査、計画及び事業の調整に関すること。
- (4) 下水道法に基づく事業計画の策定及び変更に関すること。
- (5) 処理場の周辺環境整備に関すること。
- (6) 建設工事に係る協定に関すること。
- (7) 公共下水道及び準用河川の構造の基準等に関すること。
- (8) 河川に関する関係機関との調整及び整備促進に関すること。
- (9) 公共下水道管渠^{きょ}及び河川施設の維持管理及び補修に関すること。
- (10) 公共下水道管渠及び河川施設の巡視に関すること。
- (11) 公共下水道施設及び河川施設の災害復旧の設計及び施工に関すること。
- (12) 公共下水道管渠及び河川施設の管理^か瑕疵^しに関すること。
- (13) 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく台帳の作成及び管理に関すること。

- (14) 準用河川に係る国土交通省所管国有財産の立入り及び境界確定に関する事。
- (15) 準用河川に係る国土交通省所管不動産の嘱託登記に関する事。
- (16) 準用河川の占有許可及び占有料の徴収に関する事。
- (17) 河川管理者以外の者が行う河川工事の承認、監督及び検査に関する事。
- (18) 河川の資産評価に関する事。
- (19) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく雨水浸透阻害行為の許認可に関する事。
- (20) 水循環の促進に関する事。

第4条健康福祉部健康福祉総務課第32号を削り、第33号を第32号とし、第34号を第33号とし、同課の次に次の1課を加える。

おひとりさま政策課

- (1) おひとりさま施策の企画、調査及び推進に関する事。
- (2) おひとりさま等の終活支援に関する事。

第4条街づくり計画部中「街づくり計画部」を「街づくり施設部」に改め、同部街づくり推進課の次に次の2課を加え、同条都市施設部を削る。

道路安全対策課

- (1) 道路に係る調査、計画及び事業の調整に関する事。
- (2) 国県道に関する関係機関との調整及び整備促進に関する事。
- (3) 道路の構造の基準等に関する事。
- (4) 道路の新設改良に係る調査、設計及び施工に関する事。
- (5) 歩道整備の設計及び施工に関する事。
- (6) 踏切改良の設計及び施工に関する事。
- (7) 特殊地下ごうに関する事。
- (8) 私道整備の助成に関する事。
- (9) 新設改良及び交通安全対策に伴う道路用地の取得、登記及び物件の補償に関する事。
- (10) 交通安全対策工事並びに交通安全施設の設計及び施工に関する事。
- (11) 交通安全対策の企画及び調整に関する事。
- (12) 交通安全思想の普及及び啓発に関する事。
- (13) 交通安全対策に関する事。
- (14) 交通安全教育員及び交通安全巡視員に関する事。
- (15) 交通安全対策関係団体との連絡調整に関する事。

- (16) 自転車の利用環境に係る調査、計画及び事業の調整に関する事。
- (17) 自転車駐車場対策に関する事。
- (18) 自転車の放置防止に関する事。
- (19) 駅周辺放置自転車対策協議会に関する事。

道路管理課

- (1) 道路の啓発及び普及に関する事。
- (2) 道路の認定、廃止及び変更に関する事。
- (3) 道路の改廃に伴う用地の交換、処分及び登記に関する事。
- (4) 未登記道路に関する事。
- (5) 狭あい道路に関する事。
- (6) 道路用地の使用貸借に関する事。
- (7) 私道の移管に関する事。
- (8) 新設改良及び交通安全対策以外の道路用地の取得、登記及び物件の補償に関する事。
- (9) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく台帳の作成及び管理に関する事。
- (10) 開発行為等に伴う公共施設（道路に限る。）の帰属に関する事。
- (11) 道路及び法定外公共物に係る境界確定に関する事。
- (12) 道路及び法定外公共物に係る管理協定に関する事。
- (13) 国有財産の譲与申請及び法定外公共物台帳の作成に関する事。
- (14) 開発行為等に係る公共施設管理者の同意等に関する事。
- (15) 道路の占用許可及び占用料並びに監督事務費の徴収に関する事。
- (16) 道路の占用工事に伴う路面復旧の検査及び巡視に関する事。
- (17) 道路管理者以外の者が行う道路工事の承認、監督及び検査に関する事。
- (18) 車両制限令（昭和36年政令第265号）に基づく許可に関する事。
- (19) 放置車両に関する事。
- (20) 法定外公共物の占用許可及び占用料の徴収に関する事。
- (21) 都市再生街区基本調査に基づく公共基準点の管理に関する事。
- (22) 地籍調査に関する事。
- (23) 屋外広告物法に基づく違反広告物の簡易除却のうち除却、保管及び廃棄に関する事。
- (24) 道路及び法定外公共物の維持管理及び補修に関する事。
- (25) 道路及び法定外公共物の巡視に関する事。

(26) 道路及び法定外公共物の災害復旧の設計及び施工に関すること。

(27) 道路及び法定外公共物の管理瑕疵に関すること。

(28) 道路及び法定外公共物の資産評価に関すること。

第6条第1項第6号中「下水道受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に、「発売代金」を「売りさばき代金」に改め、同項第17号中「第7号」を「第6号」に改め、同項第27号中「通知カード」を「個人番号の通知」に改める。

第8条第3項中「環境農政部みどり公園課」を「環境施設農政部みどり公園課」に改める。

第9条第2項第2号を次のように改める。

(2) 廃棄物対策課 収集係 資源・廃棄物対策係

第9条第3項収集業務課中「収集業務課」を「廃棄物対策課」に改め、同課に次の4号を加える。

(12) 一般廃棄物処理計画に関すること。

(13) ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。

(14) 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。

(15) ごみ処理広域化計画に関すること。

第9条第4項中「環境農政部」を「環境施設農政部」に改める。

第16条第5項中「都市施設部」を「環境施設農政部」に改める。

第17条第3項経営戦略室第11号中「清算」を「精算」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(大和市環境審議会規則の一部改正)

2 大和市環境審議会規則（平成10年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「環境農政部」を「環境施設農政部」に改める。

(大和市長の職務代理者の順位に関する規則の一部改正)

3 大和市長の職務代理者の順位に関する規則（昭和48年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第10号」を「第9号」に改める。

(大和市庁用車両管理規則の一部改正)

4 大和市庁用車両管理規則（昭和45年大和市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第5号中「環境農政部」を「環境施設農政部」に改め、同項第9号中「街づくり計画部」を「街づくり施設部」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第

12号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。。

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

- 5 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「収集業務課」を「廃棄物対策課」に改める。

(大和市物品取扱規則の一部改正)

- 6 大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、都市施設総務課長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

(大和市建築協定条例施行規則の一部改正)

- 7 大和市建築協定条例施行規則（昭和61年大和市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「街づくり計画部」を「街づくり施設部」に改める。